

| 番号 | 防火対象物の名称           | 防火対象物の所在地               | 命令を受けた者                       | 命令年月日               | 命 令 事 項                                                                                                                                                                            |
|----|--------------------|-------------------------|-------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 有限会社仁井田本家          | 郡山市田村町金沢字<br>高屋敷 139 番地 | 有限会社仁井田本家<br>代表取締役<br>仁井田 穂彦  | 平成 31 年<br>3 月 19 日 | 製造倉棟<br>1 平成 31 年 8 月 31 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。<br>2 平成 31 年 6 月 30 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。<br>3 平成 31 年 5 月 31 日までに、無窓階となる 1 階に誘導灯を設置すること。                                  |
| 2  | 東北化学工業株式会社<br>郡山工場 | 郡山市昭和一丁目<br>2 番 4 号     | 東北化学工業株式会社<br>代表取締役<br>橋本 知佳展 | 令和 6 年<br>6 月 14 日  | 1 令和 6 年 10 月 31 日までに、工場全体に自動火災報知設備を設置すること。<br>2 令和 6 年 8 月 31 日までに、工場全体に誘導灯を設置すること。                                                                                               |
| 3  | 有限会社 佐川寝具          | 郡山市本町二丁目 8<br>番11号      | 有限会社佐川寝具<br>代表取締役<br>佐川 善三朗   | 令和 7 年<br>1 月 20 日  | 1 令和 7 年 2 月 20 日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。<br>2 令和 7 年 3 月 20 日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。<br>3 令和 7 年 3 月 20 日までに、設置されている消防用設備等（誘導灯）を技術上の基準に適合させること。 |

※命令後においても、引き続き履行を促しており、命令事項が履行されるまで、情報提供を行います。

なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。

※平成 31 年 5 月 1 日以降の元号は、新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。（旧元号によって特定された日）